（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（記録の整備）	（記録の整備）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	三　第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
四　第二十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録	四　第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録
五　第二十九条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録	五　第二十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第十二条　（略）	**第十二条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	５　第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
６～12　（略）	６～12　（略）
（協力医療機関等）	（協力病院等）
第二十五条　養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。	**第二十五条**　養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
一　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	（新設）
二　当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	（新設）
三　入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	（新設）
２　養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければならない。	（新設）
３　養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	（新設）